

営繕工事の生産性向上等の取組

令和7年12月

北陸地方整備局営繕部

官庁営繕事業における働き方改革の取組をパッケージ化して推進

適正な工期設定・施工時期等の平準化

適正な工期設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保（必要な工期・履行期間の延期を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」・「建築工事適正工期算定プログラム(日建連)」の活用 ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」 ○ 各工程の施工期間の確保（概成工期の発注時設定、実施工工程表等による発注者（監督職員）の確認） ○ 猛暑による作業不能日数を考慮した工期設定
週休2日の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共建築工事標準仕様書」において原則週休2日を規定 ○ 「完全週休2日」の確保に向けた週休2日促進工事 ○ 工事・業務における現場環境改善（ワイクリースタンスの取組）
施工時期等の平準化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な工期・履行期間の確保とともに、完成・完了時期を分散 <ul style="list-style-type: none"> ・債務負担行為の積極的活用 ・余裕期間制度の積極的活用

必要経費へのしわ寄せ防止の徹底

予定価格の適正な設定等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「営繕積算方式」による予定価格の適正な設定 <ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格や現場実態の的確な反映 ・工事規模・工期を踏まえた共通費等の算定 ○ 施工条件の変更に伴う適切な設計変更 ○ 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用
-------------	--

生産性向上

ICTの積極的な活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産性向上技術の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業における一貫したBIM活用 <ul style="list-style-type: none"> （EIR（発注者情報要件）の適用（新営設計・工事）、BIMデータを活用した積算業務の試行） ・情報共有システムの活用、建設現場の遠隔臨場、デジタル工事写真の小黒板情報電子化、ICT建築土工 等 ○ 工事の発注時・完成時における評価による生産性向上技術の導入促進
書類の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事関係書類の削減、省略・集約可能な書類の明確化、工事関係書類データ入力支援ツールの提供 ○ 押印・署名廃止、原則電子による提出に一本化 ○ 国の統一基準として工事関係書類の標準書式を制定
関係者間調整の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設計業務の発注における設計条件の明示 ○ 適切な設計図書の作成に向けた取組み（設計業務プロセス管理、施工条件の確認等） ○ 設計業務受注者から工事受注者等への遅滞ない設計意図伝達（期限遵守を契約図書に明記） ○ 関連する工事間での納まり等の調整を効率化（「総合図作成ガイドライン（土会連合会）」、BIMの活用） ○ 関係者間の情報共有や検討を迅速化（会議の早期開催、情報共有システムの活用等）

第三次・担い手3法※(令和6年改正)等を踏まえ、国土交通省の直轄官公事業において、令和7年度より下記のとおり取組を拡充し、働き方改革を一層推進する。

※品確法・建設業法・入契法の一体的改正

完全週休2日の確保

- 「週休2日促進工事」において、「完全週休2日」の確保に向けた取組を推進。
(原則、土日を現場閉所日。ただし、協議により代替曜日への変更可。)
- 週休2日の取組状況に応じて労務費を補正。
加えて、完全週休2日を達成する場合は現場管理費についても補正。

働き方改革、生産性向上に配慮した仕様書の適用

- 令和7年4月1日より適用する「公共建築工事標準仕様書」等に次の規定を追加。
 - ・受発注者間の円滑な工期変更の協議のため、受注者の責によらない事由が生じ全体工期に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告。
 - ・情報共有システムによる書面の提出等や遠隔臨場による情報通信技術の活用。

関係者間調整の更なる円滑化に向けた取組の確実な推進

- 「官公事業の生産性向上に向けた関係者間調整※の円滑化のために官公事業の各段階において発注者として実施する事項」(令和5年3月)について、特に設計に関する取組についての理解を深めるための事例解説を作成。(令和7年3月)
- これを参考しつつ、更なる生産性向上に向けて、関係者間調整の円滑化への取組を引き続き推進。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

建設業の働き方改革に考慮した工期の設定

- 公共建築分野の発注者が連携して建設業の働き方改革を推進するために取りまとめた「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」について、建設業団体等にも意見を求めつつ、各省各庁及び地方公共団体とともに見直し。(令和7年7月予定)

1. 適正な工期設定

(1) 適正な工期設定等

(2) 週休2日の推進

(3) 施工時期等の平準化

1-(1) 適正な工期設定「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

- 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」は、国、都道府県及び政令市が連携して、公共建築工事において適正な工期を確保するための方策や留意事項等を取りまとめたものである。
- 令和6年4月より建設業において時間外労働規制が適用されたこと等、建設業にまつわる動向等を踏まえ、建設業の働き方改革をより一層推進するために改定。(令和7年7月)

第1 基本方針

(赤字は主な改定点)

工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定するものとする。

長時間労働是正や週休2日の達成等の働き方改革の推進にも考慮する。

第2 適正な工期を確保するための方策

1. 企画、調査及び設計段階

- (1)調整等に要する期間を十分に想定した事業の企画
- (2)次の事項に留意した調査・設計
 - ①敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
 - ②騒音・振動作業や立入り制限等の入居官署等との協議・把握
 - ③工期に影響を及ぼす事項の施工条件明示
 - ④設計図書の不整合・誤謬等を防止するための確実な図面審査
 - ⑤施工段階で行う行政手続きの設計段階での調整

2. 工事発注準備段階

- (1)適切な工期の入札条件への設定
- (2)必要に応じて余裕期間の設定等の契約上の工夫
- (3)債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (4)工事中に入居官署等が対応すべき事項の把握

3. 入札契約段階

- (1)明確な質問回答と施工条件の明示
- (2)工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1)迅速な承諾行為

(イ) ウィークリースタンスの配慮とワンデーレスポンスの実施
- (2)工事の進捗状況の的確な把握

(ア) 週休2日の確保にあたり、必要に応じて関係者と調整
- (3)関係工事間の調整の適切な実施
- (4)工事関係書類の明確化・効率化
- (5)工期変更への誠実な協議

第3 適正な工期を設定するための留意事項

- (1)多雨・猛暑など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮
- (2)月単位の週休2日の確保や不稼働日等を考慮
- (3)受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮

第4 工期の変更

資機材・労務の需給環境の変化や天災等により作業不能日が増加した場合等において適切な設計変更等を実施

1-(1) 適正な工期設定～營繕工事における各工程の適正な施工期間の確保～

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないよう配慮するなど、各工程の適正な施工期間を確保する。

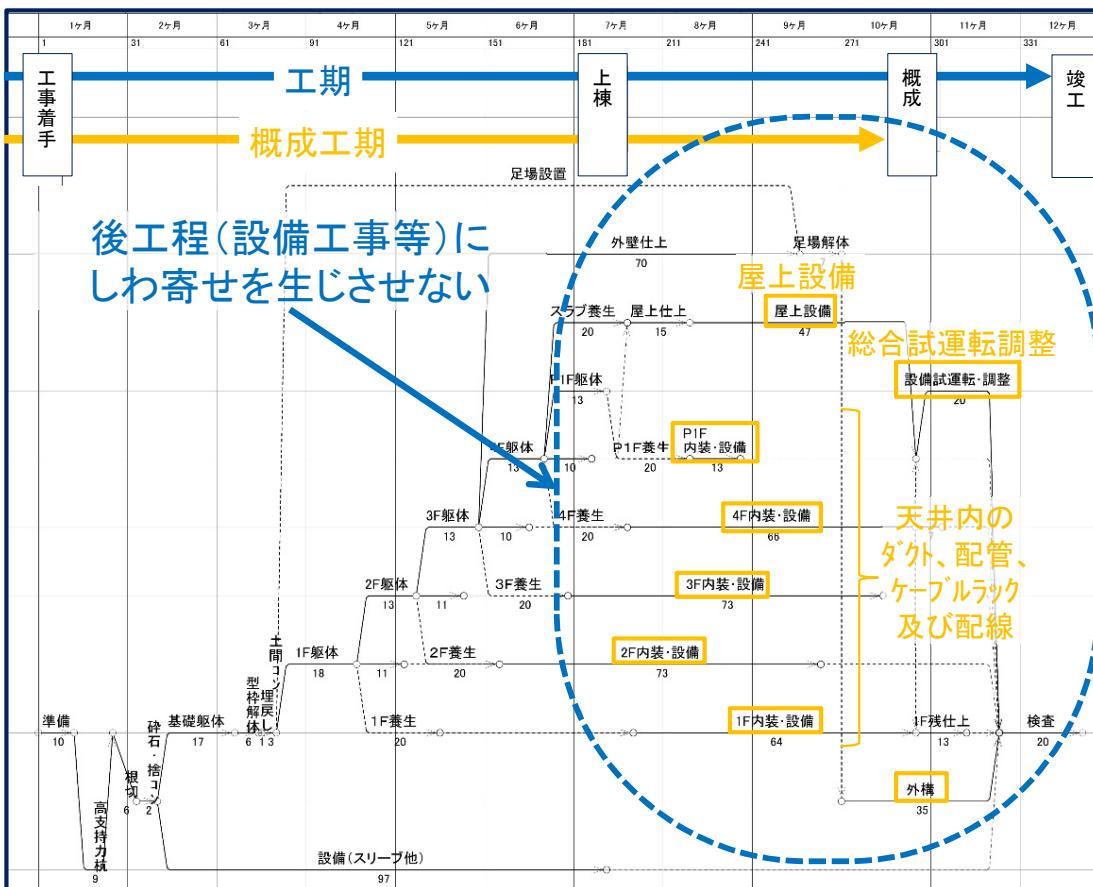
1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

2 実施工工程表の確認 (工事施工段階)

- 監督職員は、実施工工程表の承諾に際し、以下の内容を確認
 - ① 概成工期が明記されていること※3
 - ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
 - ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
 - ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
 - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
 - イ) 屋上設備
 - ウ) 総合試運転調整
- 監督職員は、実施工工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4, 3, 000m²)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。

※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。

※3 概成工期が設定された工事の場合。



- 国土交通省が発注する宮繕工事では、建設業における働き方改革の推進の観点から、平成30年度より、週休2日の取組状況に応じて労務費を補正する「週休2日促進工事」を実施している。
- 品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針の改正において、「土日を休日とする週休2日工事の実施に取り組むなど、週休2日の取得を推進し、施工条件等を考慮しつつその取組の質の向上を努めることが重要である。」とされたことを踏まえ、令和7年度より、工期中の全ての週における週休2日の確保に向けた取組を推進する。

発注方式

次のいずれかの方式により発注する。

発注方式	対象期間の現場閉所※1の状況		
	全ての週※2で2日※3以上 (新規)	全ての月で4週8休以上 (月単位の週休2日)	全体で4週8休以上 (通期の週休2日)
I型	受注者が選択※4	必須	必須
II型	受注者が選択	受注者が選択	必須

※1 分離発注工事の場合は、発注工事単位で現場作業が無い状態（現場休息）とする。

※2 原則として土曜日から金曜日の7日間とする。

※3 原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日に指定する。土曜日又は日曜日を現場閉所日としない場合は当該曜日に代わる曜日を現場閉所日に指定する。

※4 受注者が工事着手前に発注者と協議する。

労務費の補正

- ・ 現場閉所の状況に応じた労務費及び現場管理費の補正係数を設定
- ・ 予定価格の作成に当たっては、対象期間の全ての週で2日以上の現場閉所を行うことを前提として労務費及び現場管理費を補正
- ・ 現場閉所の達成状況を確認し、対象期間の現場閉所の状況が各水準に満たない場合は、水準に応じた補正分を減額変更

対象期間の 現場閉所の状況	補正係数	
	労務費	現場 管理費
全ての週で2日以上	1.02	1.01
全ての月で4週8休以上	1.02	なし
全体で4週8休以上	なし	なし

工事関係者の対応

- ・ 現場閉所の確認（受発注者双方の事務負担が増大しないよう既存書類を活用。）
- ・ モニタリング（受発注者へアンケート調査を実施し、週休2日確保の阻害要因を把握のうえ対応策を検討。）
- ・ 工事成績評定（従来から標準の評価項目として設定している「休日・代休の確保」において適切に評価。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は減点。）

令和6年度 週休2日モニタリング対象の営繕工事のアンケート結果を公表 (令和7年7月11日)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

令和7年7月11日
大臣官房官庁営繕部計画課

令和6年度は85%以上で月単位の週休2日を達成!
~営繕工事における「週休2日促進工事」の取組状況について~

国土交通省では、週休2日に取り組む営繕工事を対象にモニタリングを実施しています。「月単位の週休2日」に取り組む工事のうち、令和6年度に完了した工事の85%以上で「月単位の週休2日」を達成しました。引き続き、受注者へのアンケート結果等を踏まえて、発注者の対応について必要な改善を図りつつ、「月単位の週休2日」の確保に向けた取組を推進してまいります。

1 背景

営繕工事においては、建設業における働き方改革を推進する観点から、平成30年度より労務費補正等の試行を行う「週休2日促進工事」を実施しています。令和6年4月より建設業への時間外労働の上限規制の適用が開始されたことなどを踏まえ、令和6年度より、工期全体（通常）での週休2日に加え、工期中の全ての月において週休2日の確保を目指す「月単位の週休2日」の取組を推進しています。

今般、月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事の取組状況をとりまとめました。

2 取組状況（概要）

- 月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事28件中24件（85.7%）で月単位の週休2日を達成しました。
- 月単位の週休2日を達成できた要因としては「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」「適正な工期設定がなされたため」「各工事間の調整が適切に実施されたため」が多く挙げられています。
- 月単位の週休2日を達成できなかった要因としては「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」「作業員等が休日施工を望んだため」等が挙げられています。
(取組状況の詳細は別紙をご覧ください。)

3 今後の方針

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく発注関係事務の運用に関する指針の令和7年2月の改正等を踏まえ、今年度より、工期中の全ての月における週休2日の確保に向けた取組を推進しています。

引き続き、アンケート結果等を踏まえて、執務並行改修などにおける施工上の制約について、工事発注前の案件形成段階から施設利用者等と十分に調整を行うなど、発注者の対応について必要な改善を図ってまいります。

<お問合せ先>

大臣官房官庁営繕部計画課 松村、金辻

代表 : 03-5253-8111 (内線 23222、23226) 直通 : 03-5253-8234

週休2日の達成状況

- ・月単位の週休2日に取り組む週休2日促進工事のうち、令和6年度に完了した工事28件のうち、24件(85.7%)で月単位の週休2日を達成。
- ・達成できなかった要因として「執務並行改修で、施工上の制約が大きいため」「作業員等が休日施工を望んだため」等が挙げられている。

週休2日を達成できた要因

■工事完了時の現場代理人等に対するアンケートによれば、「月単位の週休2日」を達成できた主な要因として、「受発注者間で円滑な協議が実施されたため」が最も多く、続いて「適切な工期設定がなされたため」があげられた。

(具体例)

- ・工期に余裕があり、また施設側の協力により達成できた。
- ・協力会社に週休2日の工事であることを周知し、了解の上発注した。
- ・工事打合せ書の回答が迅速で協議を円滑に行うことができた。
- ・重複する書類の作成がなく、書類作成の時間が減った。
- ・執務並行改修であったため、休日作業をせざるを得ない日が多々発生したが、どうしても休日でなければ作業が出来ない内容以外は、なるべく平日にも作業実施の了解を取り、作業時間の制約がある作業を減らして時間的余裕を確保することで、平日に現場閉所日を設けられるように、事前調整した。

- 全ての営繕工事及び設計業務等を対象に、現場環境の改善に向けた取り組みを実施
- 標準項目として、「①依頼日・時間及び期限」、「②会議・打合せ」、「③業務時間外の連絡」に関する取組を設定するなど、現場環境改善に努める

現場環境の改善に向けた取り組みの概要

(1) 目的

計画的に工事・業務を履行しつつ、非効率なやり方の業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事となるよう努める。

(2) 対象

- 全ての営繕工事
- 全ての建築関係建設コンサルタント業務等(災害対応等緊急を要する場合は除く)

(3) 取組内容(例)

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

①依頼日・時間及び期限に関すること

- ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

②会議・打合せに関すること

- ・業務時間外にかかるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない(具体的な時間を設定)
- ・打合せはWEB会議等の活用に努める。

③業務時間外の連絡に関すること

- ・業務時間外の連絡を行わない(ASP・メール等を含む)
- ・受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

(4) 進め方

- 受注者によって、勤務時間、ノー残業デーなどが異なることから、柔軟性をもった取組とする。

- 工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

1- (3) 施工時期等の平準化 ~余裕期間制度の積極的活用~

①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の40%を超える、かつ、6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置: 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間
(資機材の準備は可、現場搬入不可)

2. 必要経費へのしわ寄せ防止

(1) 予定価格の適正な設定等

平成27年 1月30日策定
令和 7年 3月31日最終改訂

『營繕積算方式』活用マニュアル

国土交通省 大臣官房官庁営繕部



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1

12

2-(1) 予定価格の適正な設定等 ~「営繕積算方式」活用マニュアルについて~

「営繕積算方式」

- 「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法
(官庁営繕工事における積算手法)

(営繕積算方式)

- | | | | |
|-----------------|---------------|----------|--------------|
| ・最新単価の適用 | ・補正市場単価 | ・見積活用方式 | ・共通費の適切な積み上げ |
| ・地域外労働者の確保費用の計上 | ・適切な数量算出 | ・積算条件の明示 | ・物価スライド |
| ・工期連動型共通費積算方式 | ・入札時積算数量書活用方式 | | 等 |

『営繕積算方式』活用マニュアル

- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「営繕積算方式」を分かりやすく解説したマニュアルを作成

【最近のマニュアルの主な改訂】

- ・働き方改革の取組を追加（熱中症対策、週休2日促進工事）
- ・資材価格の高騰など昨今の社会情勢への対応に係る内容を充実（スライドの運用、工事一時中止に伴う増加費用）
- ・小規模の軸組構法の木造建築物の数量算出に関する解説を追加

本マニュアルを活用すること等により、
「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適かつ効率的な運用の推進を図る

【「営繕積算方式」及び活用マニュアルの作成経緯】

- 東日本大震災の被災地における公共建築工事の予定価格と実勢価格との乖離への対応方法として、国土交通省の官庁営繕工事における積算手法や不調・不落対策の取組を「営繕積算方式」としてパッケージ化。
- 第4回復興加速化会議（H26.9）において、東日本大震災の被災地において本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることを決定。これに対応するため、『営繕積算方式』活用マニュアル（被災3県版）を作成。
- 品確法を踏まえ、発注関係事務の適切な運用を図るために、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう「普及版」を作成（H27.1）。

公共建築工事の積算における留意事項と取組内容

単価及び価格

(留意事項)

- 実勢を反映した単価の採用
- 現場実態を踏まえた単価の設定

(取組)

1. 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 入札日直近の最新の単価の採用
- ② 補正市場単価の採用
- ③ 少量、僅少等の場合の単価補正等
- ④ 見積単価の適切な設定
- ⑤ 見積活用方式の採用

共通費

- 施工条件の適切な明示
- 必要な費用の計上

2. 施工条件を踏まえた共通費の算定

- ① 揚重機、交通誘導警備員等に要する費用の積み上げ
- ② 施工条件の明示と数量書への反映
- ③ 遠隔地からの資材調達・労働者確保に要する費用の積み上げ

工期

- 適切な工期設定
- 工期延長や一時中止等に伴う費用計上

3. 適切な工期設定と費用計上

- ① 適切な工期設定と柔軟な工期延長
- ② 工期連動型共通費積算方式の採用
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

(留意事項)	(取組)
数量 <input checked="" type="checkbox"/> 適切な数量算出	4. 設計図書に基づく適切な数量算出 ① 営繕工事積算チェックマニュアルの活用 ② 木造建築物の適切な数量算出
契約変更 <input checked="" type="checkbox"/> 適切な契約変更の協議	5. 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更 ① 設計変更ガイドラインの適切な運用 ② スライド条項の適切な運用 ③ 入札時積算数量書活用方式の導入
復旧工事 <input checked="" type="checkbox"/> 復旧工事の特徴を踏まえた取組	6. 復旧工事における円滑な施工確保のための各種取組 復旧工事の特徴・留意すべき事項を踏まえた主な対策
その他 <input checked="" type="checkbox"/> 社会情勢の変化等への対応	7. 新たな課題への対応 ① 営繕工事における熱中症対策 ② 営繕工事における週休2日促進工事

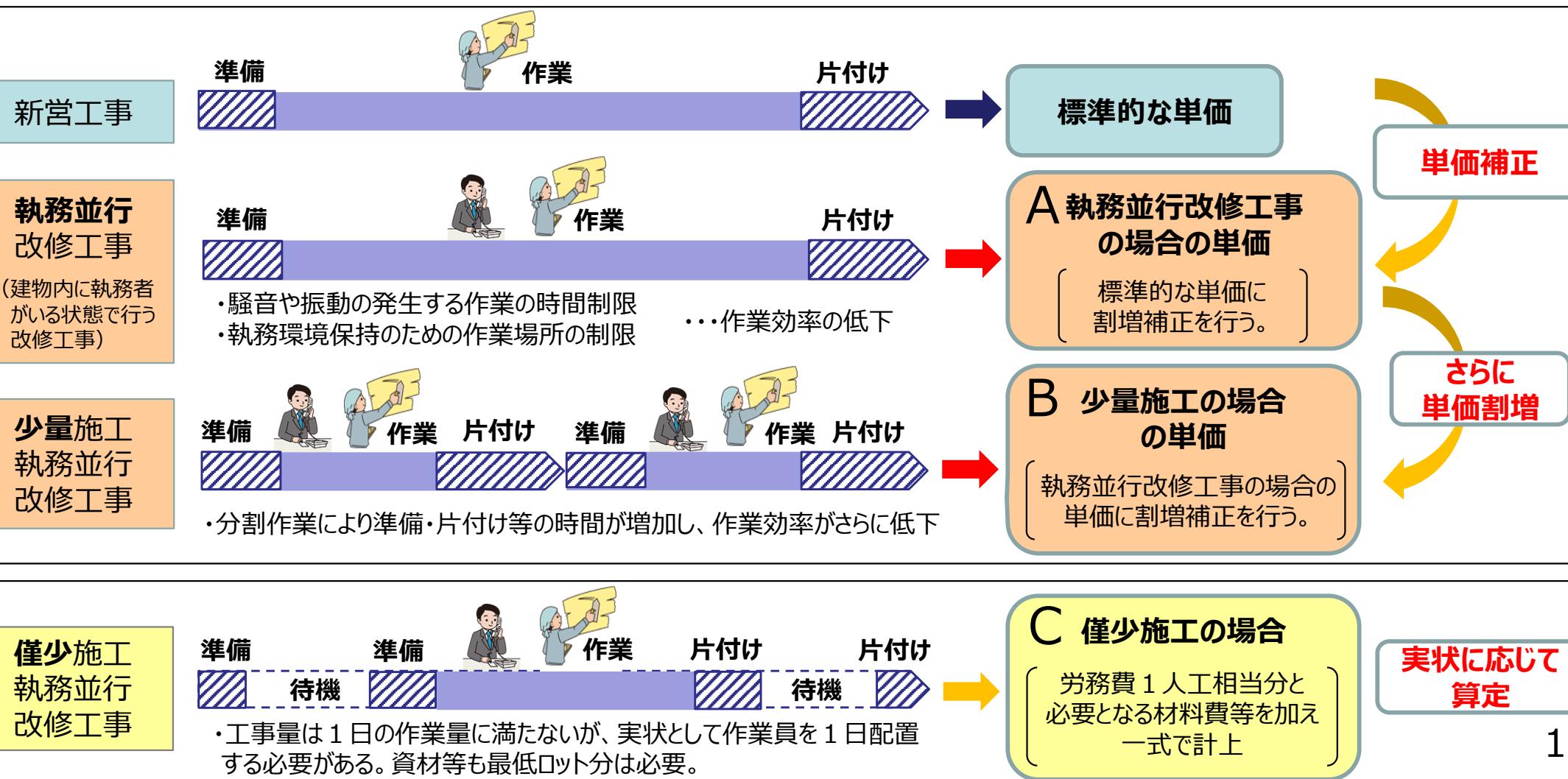
2-(1) 予定価格の適正な設定等 ~少量、僅少等の場合の単価補正等(1)~

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」(R1.10.25国営積第4号) より

○現場施工上必要と考えられる費用を適切に計上

【改修工事における単価補正等】

- A 執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価の**単価補正**を行う
- B 改修工事で**施工数量が少量**の場合、Aの単価にさらに**単価割増**を行う
- C 改修工事で**施工数量が僅少**の場合、現場で**実際に必要な労務費・材料費等を計上**する



- 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※「官能工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号)より

官能工事における「見積活用方式」の活用

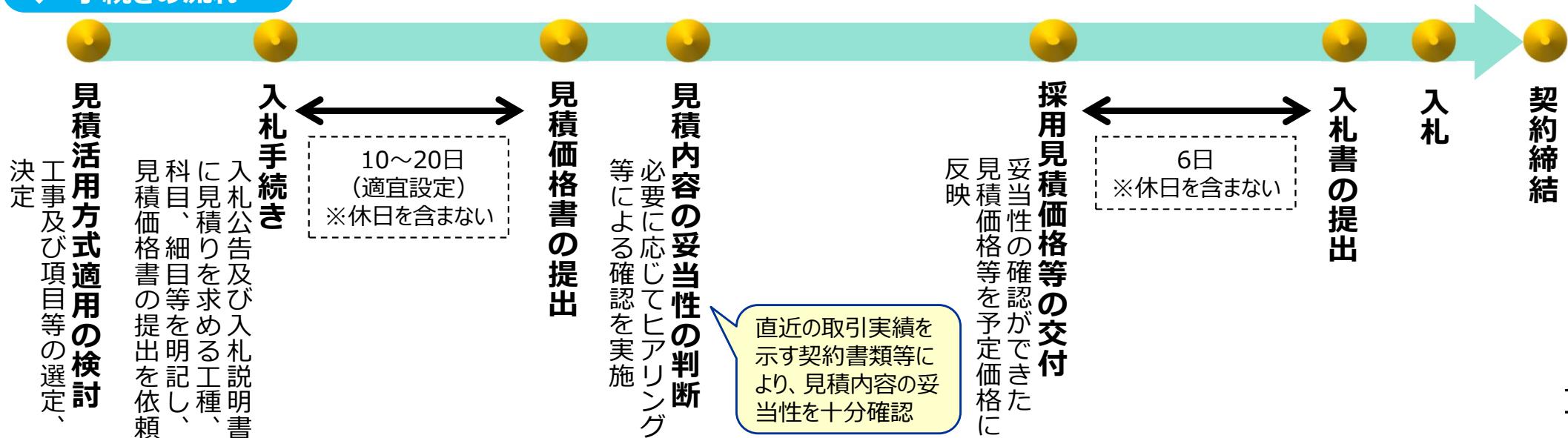
◆ 対象工事

- (1) 公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」）と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

◆ 対象工種

直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

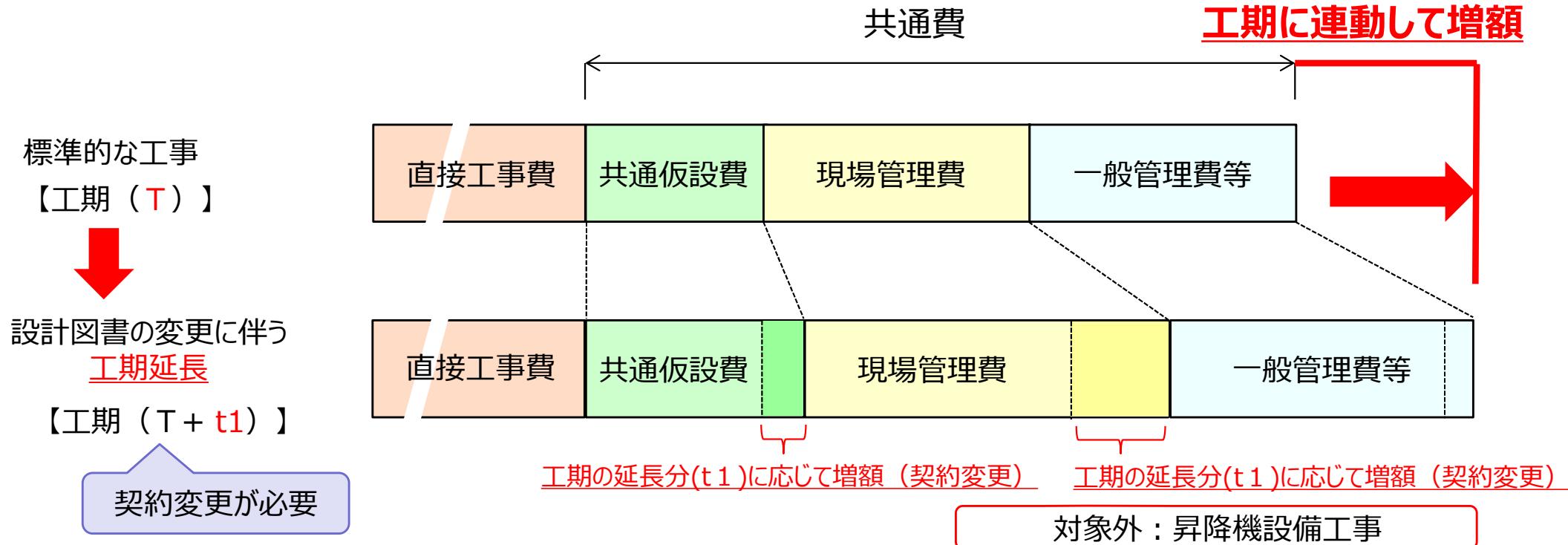
◆ 手続きの流れ



工期延長に対応した共通費（共通仮設費、現場管理費）の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」より

◆ 「工期連動型共通費積算方式」



◆ 工期の影響を受ける主な項目

共通仮設費

- 仮設建物費（現場事務所等） … 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金） … 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

現場管理費

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与） … 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） … 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））より

「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調べ、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（以下、26年版ガイドライン）』を策定した。

- ◇構 成 ・ 「設計変更ガイドライン」 + 「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内 容 ・ 設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目 的 ・ 発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・ 発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手確保等）を実現するためには、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。

- ◇主な改正点 ・ 指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
・ Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知（H27.9月末）（平成29年3月一部改訂）

2-(1) 予定価格の適正な設定等 ~スライド条項の適切な運用~

公共工事標準請負契約約款26条(スライド条項)の適切な運用

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応す る措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象 請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受発注者 の負担 残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の考え方)
	再 スライド 可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図	<p>$S = \text{全体スライド変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$の場合のみ全体スライドを適用可能</p>	<p>$S = \text{単品スライド変更額} = A - C \times 1.0\%$ ただし、$A > C \times 1.0\%$の場合のみ単品スライドを適用可能</p>	<p>$S = \text{インフレスライド変更額} = A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$の場合のみインフレスライドを適用可能</p>

【スライド額】材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の価格を算出する。

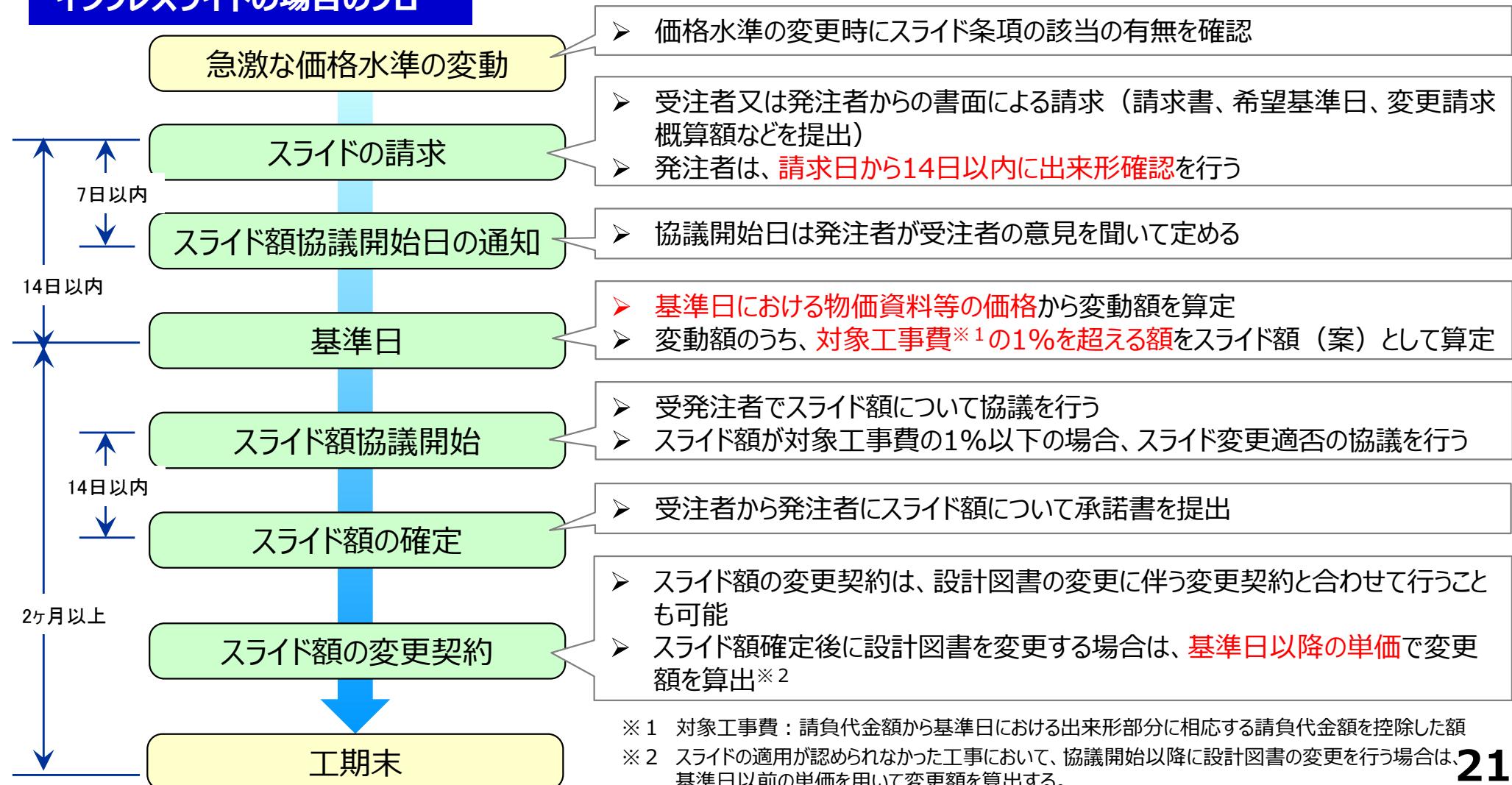
・工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版)(令和5年3月)

・賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(令和4年9月))

2-(1) 予定価格の適正な設定等 ~スライド条項の適切な運用~

- 賃金水準又は価格水準の変動により、受注者からスライド条項に基づく請求があった場合、変更の可否について適切に判断した上で、請負代金額を変更

インフレスライドの場合のフロー



※「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」(平成29年3月14日付国営積第23号他)より

- 公共工事の品質は、適正な請負代金での契約を締結すること等により確保されなければならない旨、品確法に規定されている。適正な請負代金での契約に当たっては、**適正な数量での積算が重要**となる
- 積算数量に関する協議の円滑化に資するよう、**発注者が示す数量書に疑義**が生じた場合に受発注者間で協議し、**必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項**する「入札時積算数量書活用方式」を導入

入札時積算数量書活用方式のポイント

ポイント①

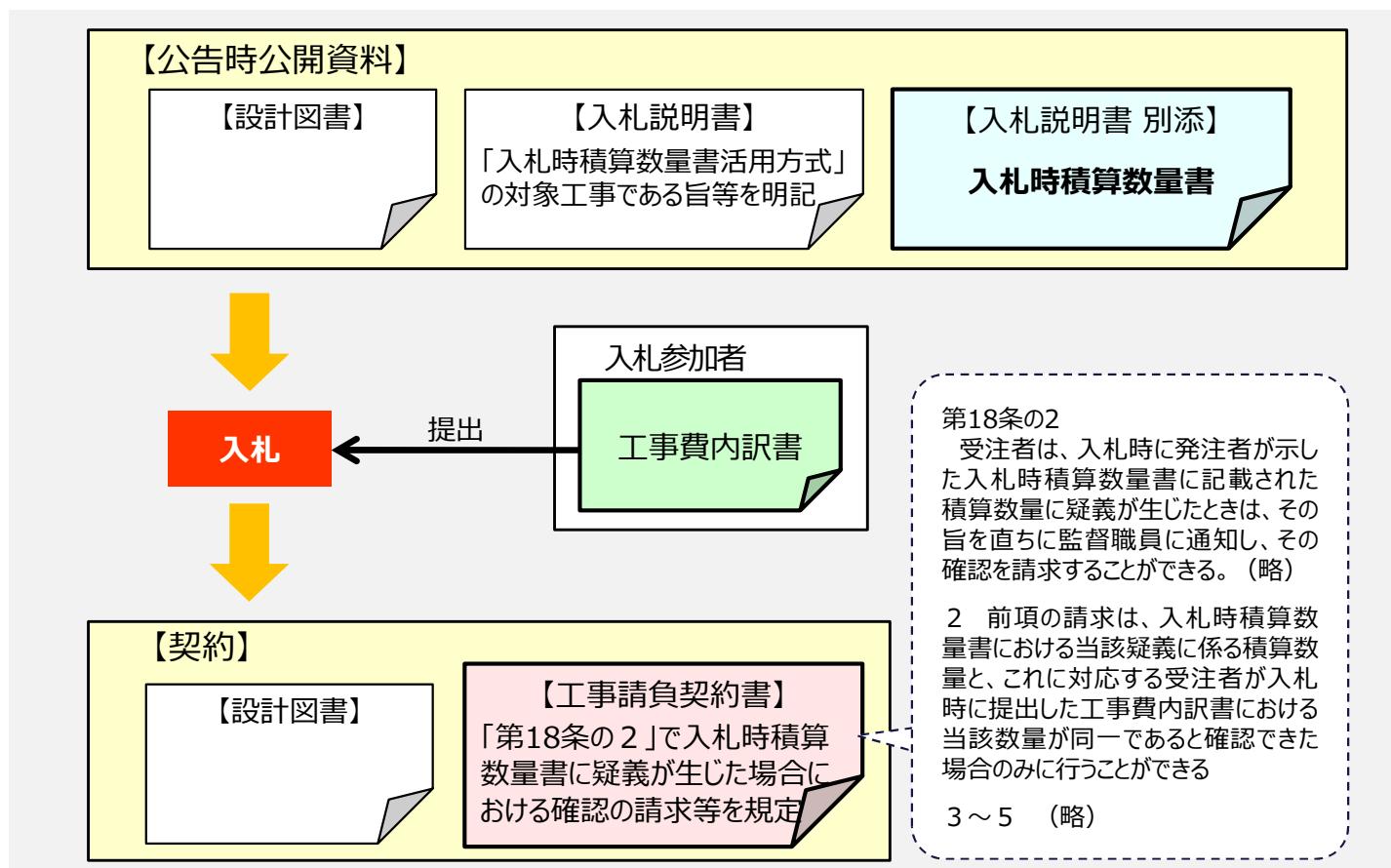
- ・ 工事請負契約書に、入札時積算数量書の位置付けを規定する

ポイント②

- ・ 入札時積算数量書の数量は、協議、変更等を行う場合の**協議の基となる数量**であり、いわゆる「**契約数量**」ではない

ポイント③

- ・ 契約後、積算数量に関する協議等を行うためには、「**入札時積算数量書**」の**数量**と受注者の「**工事費内訳書**」の**数量**が**同一**である必要がある



※入札時積算数量書の数量の訂正は、工事請負契約書第19条による設計図書の変更ではない

3. 生産性向上

- (1) ICTの積極的な活用等
- (2) 書類の効率化
- (3) 関係者間調整の円滑化

3-(1) ICTの積極的な活用等～官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針(R7.3)～

BIM^{※1}活用

※1 Building Information Modelling

●新営の設計業務、工事におけるBIMの本格活用

原則全ての新営設計業務及び新営工事において、EIR^{※2}（発注者情報要件）を適用。

※2 Employer's Information Requirements

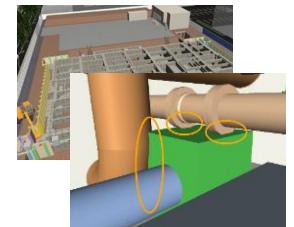
設計段階

- ・業務発注時にEIRで次のように要件提示。
- ・延べ面積3,000m²以上の新営設計業務で、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
成果品として、設計BIMデータとその説明資料。
- ・全ての新営設計業務で、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。



施工段階

- ・工事発注時にEIRで次のように要件提示。
- ・全ての新営工事で、推奨項目を設定。
- ・工事契約後のBIM伝達会議において、工事受注者に貸与可能な設計BIMデータについて説明。



●BIMデータを活用した積算業務（試行）

- ・BIMデータ（形状、属性等）から取得した情報に、積算に必要となる条件、データ等を追加して積算数量の算出を行う「BIM連携積算」を試行。

建設現場の遠隔臨場の本格活用

●事務所等から建設現場の遠隔臨場



現場



画像・音声配信



事務所等

原則全ての営繕工事で遠隔臨場を本格活用

カメラ映像、音声等をWeb会議システム等を利用して配信し、監督職員の立会い・検査、監督職員との協議、関連工事等の調整。

デジタル技術を活用した監督検査の試行

●デジタル配筋検査（試行）



対象物を撮影

検査結果
(判定結果+計測値)



対象物を撮影
(撮影ガイド付き)



検査結果
(判定結果+計測値)

建設現場における監督職員の検査にデジタル技術を活用。

従来の目視による確認に代えて、タブレット等で撮影した画像判定で確認。

3-(1) ICTの積極的な活用等～官庁営繕事業における生産性向上技術の活用方針(R7.3)～

情報共有システムの活用

●設計業務等、工事における情報共有システムの活用

原則全ての営繕工事を対象に、発注者指定により情報共有システムを活用。

- ・設計業務等は、受注者から希望があった場合、協議の上活用。
- ・設計業務等、工事に係る打合せにおいて、協議の上WEB会議の活用を検討。



電子小黒板の本格活用

●デジタル工事写真的小黒板情報電子化

原則全ての営繕工事を対象に、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化※4」を活用。

※4 工事写真撮影の際に配置する、撮影状況を書いた黒板を電子化するもの。



設計段階における取組

●設計業務委託仕様書において、工事現場の生産性向上に配慮する旨を明記

●生産性向上技術※5の活用を前提とした設計を試行

※5 指定する生産性向上技術について試行を実施。

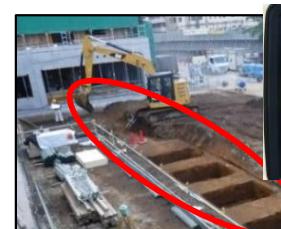
ICT建築土工※3の試行

●ICT建築土工を活用した施工（試行）

※3 ICT土工の省力化施工技術を建築工事の根切り・土工事に活用するもの。



オープンカット法面整形(60° 3D)



つぼ堀 床付け(3D : 2D + 深さ)

発注・完成時における生産性向上技術の導入促進

●総合評価落札方式における評価

入口評価

- ・総合評価落札方式（技術提案評価型S型）により発注する新営工事及び改修工事において、生産性向上技術に関する提案を評価。
- ・評価対象とする生産性向上技術として、入札説明書等に次の技術を例示。

プレキャスト化、プレハブ化、配管等のユニット化、自動化施工※6、BIMの活用、小黒板情報を活用した工事写真アルバムの作成

※6 ICT建築土工、墨出しロボット、鉄筋結束ロボット、床コンクリート直均し仕上げロボット、追従運搬ロボット、自律運搬ロボット、溶接ロボット、ケーブル配線用延線ロープ敷設ロボット、天井裏配線作業ロボット、装着型作業支援ロボット等

●請負工事成績評定における評価

出口評価

- ・全ての営繕工事において、受注者が生産性向上技術に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価。

3-(1) ICTの積極的な活用等 ~官庁営繕事業におけるBIM活用の取組~

原則として全ての新営設計業務及び新営工事において、発注者情報要件であるEIR^{※1}を適用し、BIM^{※2}活用を推進^{※3}。

- 延べ面積3,000m²以上の新営設計業務には、BIM活用を指定する項目（指定項目）を設定。
- 全ての新営設計業務及び新営工事には、BIM活用を推奨する項目（推奨項目）を設定。
- 設計BIMデータについて工事受注者へ説明等を行うBIM伝達会議を開催し、工事受注者が活用する場合には貸与。



※1 Employer's Information Requirements

※2 Building Information Modelling

※3 令和5年度より取組開始

BIM活用の項目 (下線は、R6年度に追加した項目)

■ 指定項目 (延べ面積3,000m²以上の新営設計業務に設定)

	BIM活用の項目	目的
設計	建築物の外観及び内観（一部）の提示	合意形成の円滑化
	実施設計図書（一般図等） ^{※4} の作成	図面間の整合性の確保

※4 総合、構造、電気設備、機械設備の各分野の図面を対象とする。

■ 推奨項目^{※5} (全ての新営設計業務及び新営工事に設定)

	BIM活用の項目	目的
設計	設計条件等と設計図書の整合性の確認	情報の共有、確認の効率化
	基本設計段階における設備計画の検討	納まりの検証の効率化
	概算工事費の算出	効率的な数量算出、精度の向上
	基本設計図書（一部）の作成	図面間の整合性の確保
	実施設計図書（詳細図等）の作成	図面間の整合性の確保
工事	施工計画等の検討	検討の効率化、理解の向上
	施工図の作成	効率的な検討、整合性の確保
	干渉チェック	干渉の確認の効率化
	完成図の作成	維持管理に向けた資料等の作成
	建築物利用説明書に用いる図の作成	維持管理に向けた資料等の作成

※5 3,000m²未満の新営設計業務の場合、上記の指定項目は推奨項目として設定する。

■ 指定項目又は推奨項目以外：受注者は任意にBIM活用が可能

成果品

■ 指定項目：「実施設計図書（一般図等）の作成」

- 設計BIMデータ及び設計BIMデータ説明資料^{※6}の提出を求める。

※6 BIMモデルと連動しない箇所が分かる資料、モデリング・入力ルールに関する資料

■ 推奨項目

- 成果品としてBIMデータの提出を求めない。

設計BIMデータの貸与

■ 発注者はBIM伝達会議を開催し、工事受注者へ設計BIMデータ及び同説明資料を説明する。

■ 工事受注者が設計BIMデータを活用する場合、発注者は、工事受注者へ設計BIMデータを貸与する。

3-(1) ICTの積極的な活用等 ~「営繕BIMモデル」の公開~

官庁営繕事業におけるBIM活用の理解の促進及び効率的な実施に資することを目的に、官庁営繕事業の設計業務において、発注者がEIR^{※1}でBIM活用を指定する項目への対応を基本として、BIMデータの入力情報及び設定内容の目安を示すため、「営繕BIMモデル」を作成し、そのデータを公開しています。

※1 EIR: Employer's Information Requirements、発注者が示すBIM活用に関する要件

【営繕BIMモデル】 架空の建築物(鉄筋コンクリート造 地上5階建て 延べ面積約3,300m²の一般的な合同庁舎)を対象に作成したBIMデータの例

(なお、設計内容は建築基準法等に基づく審査を受けたものではない。)

【使用ソフトウェア】



【作成したBIMデータ】

総合、構造及び設備の分野ごとに作成

ソフトウェア	総合	構造	設備	データ公開
Revit	○	○	○	2024.10.23
Archicad	○	—	—	2025.9.19

データ公開URL https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000130.html

【「営繕BIMモデル」で実施した内容】

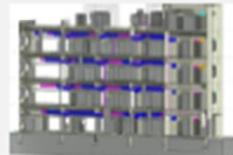
延べ3,000m²以上の新営設計業務においてEIRでBIM活用を求める指定項目と推奨項目^{※2}のうち、**指定項目と推奨項目の一部^{※3}**について実施。

【「営繕BIMモデル」で実施した指定項目の内容】

実施設計図書(一般図等)の作成

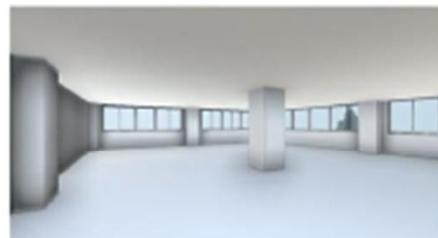


総合、構造及び設備の各分野のBIMモデルを統合し、干渉チェックを実施したうえで、分野間の整合性等を確保した実施設計図書を作成



平面図(総合のBIMデータを用いて作成)

外観及び内観(の一部)の提示



3Dビュー(外観)

3Dビュー(内観)

※2 「官庁営繕事業におけるBIM活用実施要領」に基づくEIRを適用したBIM活用の運用について(令和6年3月21日国営施第25号)による。
([参考] 官庁営繕事業におけるEIRを適用したBIM活用 参照)

※3 推奨項目は、受注者の判断により実施するもの。「営繕BIMモデル」では指定項目とともに実施例を示すことが有効であると考えられる一部項目について参考として実施。
「営繕BIMモデル」で実施した推奨項目: 設計条件等と設計図書との整合性の確認、概算工事費の算出、基本設計図書(一部)の作成、実施設計図書(詳細図等)の作成

3-(1) ICTの積極的な活用等 ~「營繕BIMモデル」の公開~

公開データ

データ公開URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000130.html

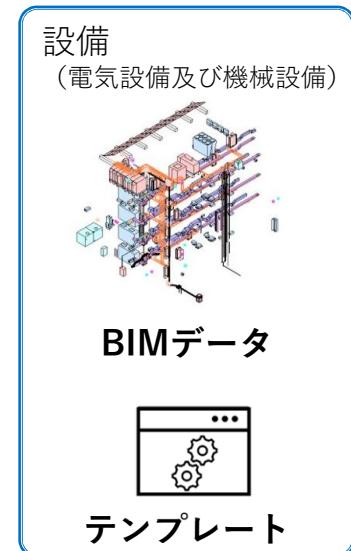
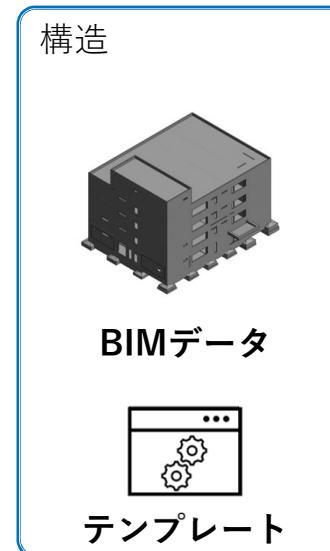
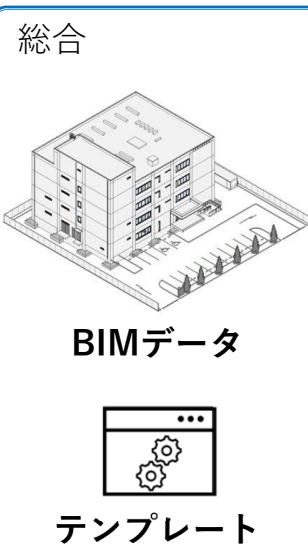
營繕BIMモデル

EIRでBIM活用を求める指定項目及び推奨項目(一部)に対応して作成した総合、構造、設備の各分野のBIMデータ※

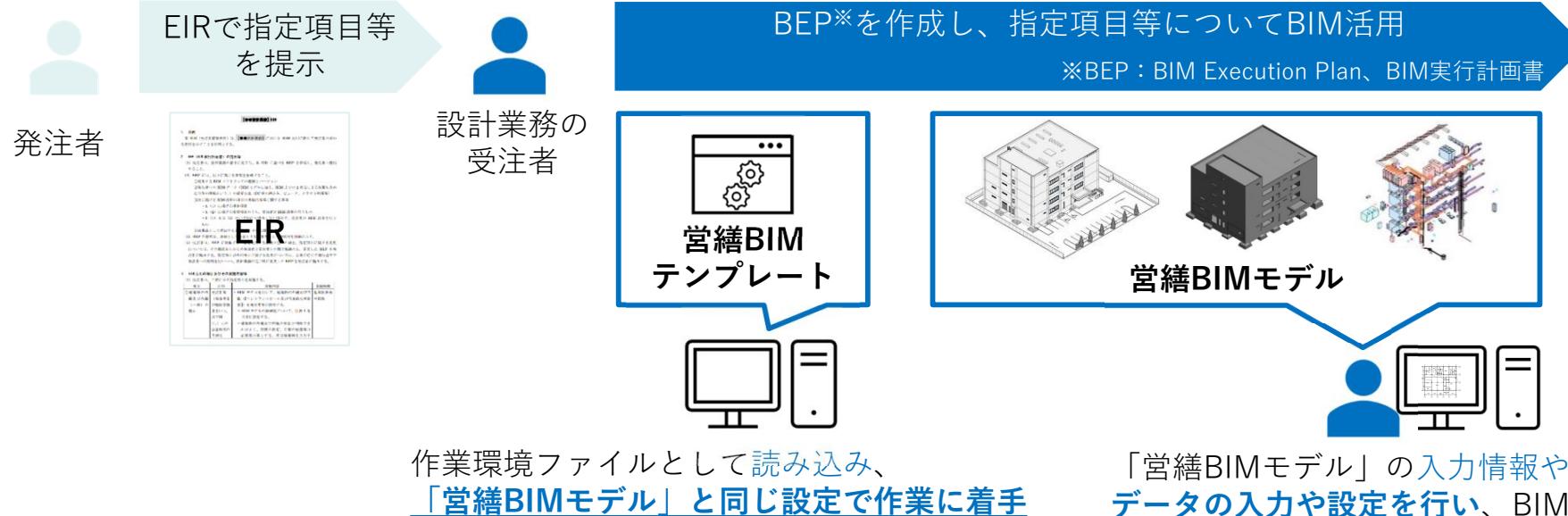
※ 営繕BIMモデルは、官庁営繕事業の設計業務におけるBIMデータの入力情報及び設定内容の目安を参考として示すものであるが、入力情報等には推奨項目(一部)に対応するためのものが含まれているので、指定項目のみを実施する場合には、指定項目の実施に必要な範囲の情報の入力等を行えばよい。

營繕BIMテンプレート

営繕BIMモデルを作成した際のBIMデータの作業環境等の設定内容をテンプレートとして保存したもの



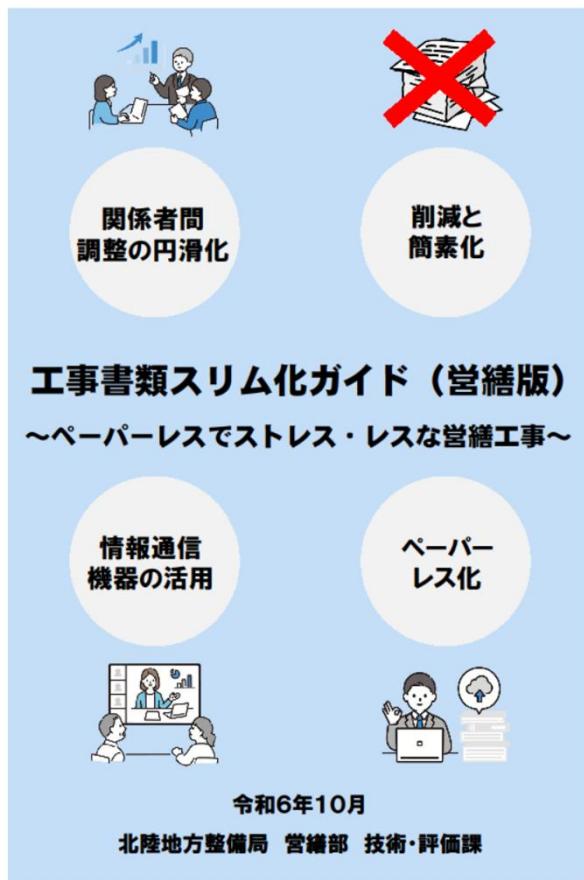
「營繕BIMモデル」の活用 (官庁営繕事業の新営設計業務でのイメージ)



工事書類スリム化ガイド（営繕版）は、営繕工事における工事関係書類作成の一層の効率化など現場技術者の負担低減を図るための具体的な取り組みを紹介するものです。

営繕工事においては、従前より「工事の書類の簡素化・効率化」の取り組みを行っておりましたが、より多くの方にその内容を知りたいため、わかりやすくとりまとめた本ガイドを策定したものです。

なお、本ガイドは北陸地方整備局HPに掲載すると共に、管内自治体へお知らせしております。



現場技術者の負担軽減を図るための取組み

1. 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、適切な設計図書の作成に向けた取組等、発注者として実施する事項の実施に努めます。

2. 工事関係書類の徹底した削減と簡素化

不要な資料を作らない・求めないようにします。

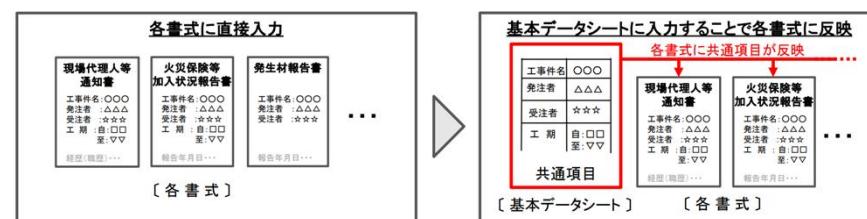
※工事関係書類の共通項目を自動で反映する機能を付加した書式の入力シートの使用により、工事関係図書等全99書式のうち、66書式について共通事項の自動反映が可能。

3. 電子データの活用によるペーパーレス化

ペーパーレス化により、紙資料のコピー・ファイル綴じ作業の削減、二重提出（紙と電子）を不要とします。

4. 情報通信機器の活用により打合せ・立会い・検査等を効率化

関係者の移動や待ち合わせ、準備等にかかる時間を削減します。



書式入力シート使用による簡素化イメージ



3-(3) 関係者間調整の円滑化～営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化～

営繕工事の生産性向上に向けた取組みを確実に推進していくため、関係者間調整※の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3公表）のうち、特に設計に関する取組みについての理解を深めるための「事例解説」を作成しました（R7.3）。

※発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項（R5.3）

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階（設計段階、施工段階）において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組むもの（該当箇所の抜粋）

【1. 設計段階】

- (1) 設計条件の明示 (2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ①諸条件の整理と適用基準 ②敷地や周辺の状況 ①設計業務プロセス管理 ②図面の整合性 ③設計段階における施工条件の確認 ④指定仮設の確認

【2. 施工段階】

- (1) 余裕期間の設定 (2) 遅滞ない設計意図伝達※1等 (3) 納まり等の調整※2の効率化

- (4) 情報共有や検討等の迅速化 (5) 設計図書の変更への対応

※1: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等

※2: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

事例解説（R7.3）

● 参考事例

建設業団体より提供を受けた、過去3年間（62事例）の情報を基に、事例を整理（8分類）

◆ 改善点

参考事例を踏まえた“改善のための取組み”的具体例を記載

■ 関係者間調整の円滑化に役立つ参考資料

- 営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整の円滑化
- 働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン
- 設計図書整合性向上ガイドブック（日本建築士会連合会）
- 営繕工事における情報共有システム機能要件と対応状況関連資料
- 営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）・Q&A（案）
- 公共建築工事における工期設定の基本的考え方（及び事例解説）
- 「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）

4. その他

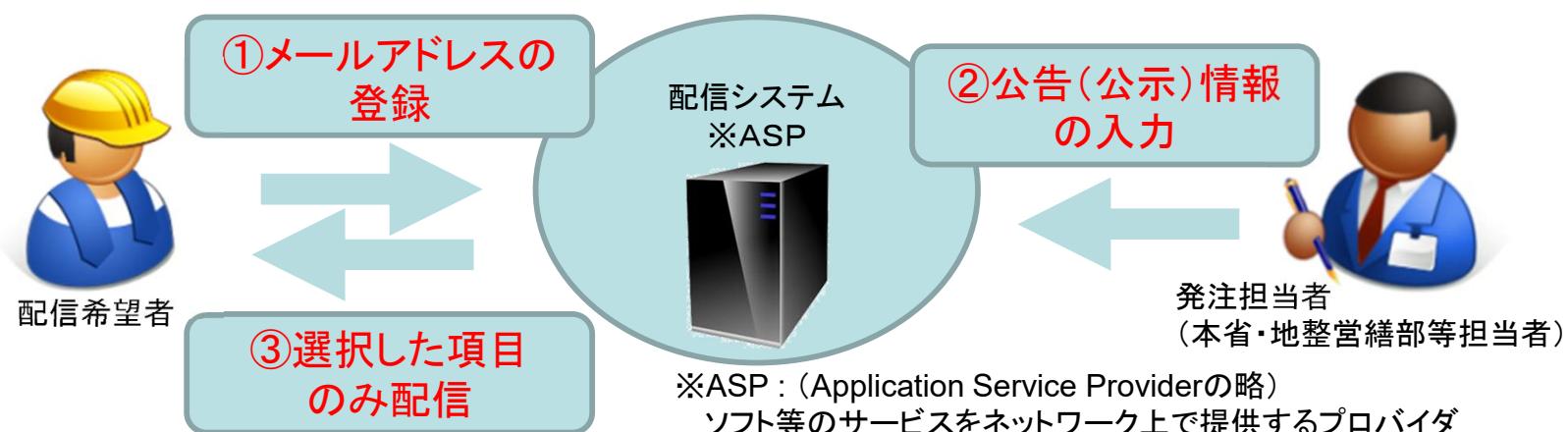
- (1) 官庁官公署部発注情報メール配信サービス
- (2) 公共建築相談窓口

4-(1) 官庁営繕部発注情報メール配信サービス

概要

官庁営繕工事・業務が公告(公示)され次第、概要を配信希望者にメール配信

- ① 配信希望者が、随時、官庁営繕部HPを通じて、配信を希望する項目(※)を選択し、配信先のメールアドレスを登録(登録は無料)
(※)発注機関、工事・業務の別、工種、施工場所等
- ② 発注担当者が、公告(公示)情報を配信システムに入力
- ③ 指定した日時に配信システムより、公告(公示)情報に合致する配信希望者へメール配信



登録方法

- ・ 国土交通省官庁営繕部のホームページにアクセスし、「■登録手続きに進む」から登録。
- ・ PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録可能。登録は無料。

○国土交通省大臣官房官庁営繕部ホームページ（「官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて」）
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

4- (2) 公共建築相談窓口

○国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口を開設**

◇北陸地方整備局

営繕部計画課（新潟県、富山県、石川県）

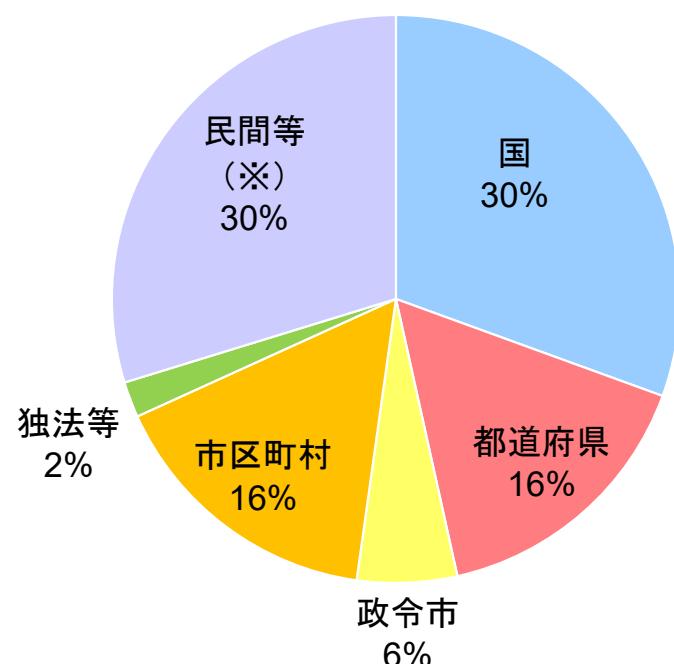
TEL:025-280-8880 FAX:025-370-6504 mailメール:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp

金沢営繕事務所（石川県、富山県）

TEL:076-263-4585 FAX:076-231-6369

○令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)は、全国で**2,517件**の相談に対応。

相談者の内訳



※ 民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

分野毎の相談の「件数」と「割合」

分野	件数	割合
企画・予算措置	125	5%
設計	322	13%
積算	998	40%
入札契約手続き	105	4%
工事監理	102	4%
保全	516	21%
その他	349	14%
合計	2,517	100%

○積算に関する相談件数が多く、全体の約40%を占める

○相談内容としては、令和5年度に引き続き「週休2日の運用方法」や「標準仕様書」に関する相談が分野によらず多く寄せられた

分野ごとの主な相談内容

- 積算 ・共通費の算出方法、インフレスライド、週休2日の補正率
- 保全 ・建築保全業務労務単価、保全業務積算要領の歩掛け
- 設計 ・設計業務委託料の積算、公共建築工事標準仕様書の内容 など